

## 中部運輸局自動車交通部

令和元年10月17日 14時00分発表

連絡先：  
中部運輸局 自動車交通部  
自動車監査官 岡田、金森  
TEL 052-952-8038  
中部運輸局 静岡運輸支局  
輸送・監査担当 小松田、保本  
TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

## 乗合バス事業者を車両停止処分

中部運輸局は道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、車両停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

## 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：富士急静岡バス株式会社（代表取締役 茂木 一郎）  
住 所：静岡県富士市厚原771番地の1  
営 業 所：富士宮営業所（静岡県富士宮市ひばりが丘307-12）

## 2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和元年10月17日付け 10日車（1両×10日間）  
処 分 内 容：「事業用自動車の車両使用停止」及び「文書警告」

## 3. 監査実施の端緒

令和元年7月3日、神奈川県足柄上群中井町付近の東名高速道路上り線を運行中、運転者の体調に異変が生じ、一時運行中断したことを受け、労務管理等の状況を確認するため、当該事業者の富士宮営業所に対し、監査を実施した結果、記4のとおり、道路運送法等関係法令の規定に違反する事実を確認。

## 4. 違反内容及び違反条項

①運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

②点呼の記録の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

③国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

④特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 1点

当該事業者が付された累積違反点数 1点